

私たちは、2002年勧告の完全実施に反対します

【国公労連の紹介】

日本国家公務員労働組合連合会(略称・国公労連)は、1府7省と裁判所及び国家公務員共済組合連合会の職員で組織する21単組(内、オブザーバー加盟3単組)・14万人の産業別労働組合です。

【はじめに】

人事院が、8月8日におこなった勧告は、

- 1) 給与勧告制度創設以来初の月例給引き下げ(2.03%のマイナス勧告)
- 2) 期末・勤勉手当(ボーナス)の4年連続引き下げ(0.05月分のカット)
- 3) 3月期のボーナスを廃止し6月期と12月期に再配分。併せて、期末手当と勤勉手当の割合を改定(勤勉手当の割合増)
- 4) 年間給与での「均衡」を目的に、12月期の期末手当で遡及調整(不利益の遡及)

の4点を内容としています。

私たちは、平均給与で、年間15万円(2.3%)もの大幅賃下げや、「賃下げの効果」を4月に遡らせる遡及調整には断じて反対です。

【国公労連の主張】

マイナス勧告は全国の消費低迷につながり景気回復の足かせになります。

財務省は、勧告実施で、一般会計に計上された給与費の内、2300億円の削減が「効果」があることを明らかにしています。また、地方公共団体で仮に同様の賃下げ勧告が行われれば、4520億円の人件費削減になることを政府は明らかにしています。国、地方をあわせて、総額6820億円の賃下げが行われることとなります。

国、地方あわせた6820億円の賃下げは、家計調査(総務省統計)から判断して約4106億円の消費減少となります。経済産業省が明らかにしている産業関連表を活用して、国全体の消費への影響を試算すると約6815億円の国内総生産(GDP)の減少に影響すること

になります。

デフレ対策、内需拡大による景気浮揚策の実施が求められていますが、勧告の完全実施は、そのことに逆行する消費減退の施策といえます。

人事院勧告は、その影響を直接受ける 750 万人の労働者の賃下げに直接影響します。そればかりでなく、年金給付の切り下げ、03 春闘への悪影響など、「賃下げのサイクル」が生じかねません。

人事院が明らかにしている勧告が直接影響する労働者数は「750 万」です。

人勧の影響を受ける「約 750 万人」の内訳

(万人)

一般職国家公務員	50.8	地方第三セクター	3.0
特別職国家公務員(特任、特別職2)	32.0	地方公社(土地、住宅等)	0.9
検察官	0.2	私立学校	25.8
非常勤職員	7.0	民営病院	42.1
国会関係(議員、秘書)	0.3	社会福祉施設	39.5
駐留軍関係	2.4	商工会議所	0.9
特殊法人	8.0	農業協同組合	5.7
認可法人	8.5	漁業協同組合	0.9
公益法人	30.6	森林組合	1.0
一般職地方公務員	326.5	外国人留学生	0.9
特別職地方公務員(議員除く)	1.4	恩給受給者等	162.3
臨時職員	0.5	合計(80歳以上-90歳未満)	751.2

また、政府は、来年度にむけ、勧告がマイナスとなったこともふまえて、年金の「物価スライドの凍結解除(=給付額の引き下げ)」をおこなおうとしています。

1982年に、政府は「人事院勧告の凍結」をおこないましたが、その翌年の83年春闘では、前年を「2.9ポイント」も下回る春闘相場となり、以降の「低ベア春闘」に道を開く結果となりました。

この数年の状況でも、春闘での低ベアや民間一時金切り下げが、勧告に反映し、勧告の結果が中小企業などの賃金改定に翌年影響する「賃金抑制のサイクル」が顕著になっています。

国家公務員も、賃金で暮らす労働者です。平均年間給与の「15万円(2.3%)削減」は生活に大きく影響することを甘んじて受け入れることができません

本俸と手当をあわせた月例給がマイナス2.03%、4年連続の切り下げとなる一時金の0.05月カットとあわせ年収ベースで2.3%の賃下げとなります。2001年度の国家公務員の定昇率(平均)が1.72%(人事院資料)ですから、定期昇給分を含めても、2001年4月時点の賃金水準も確保できない大幅な賃下げ勧告です。3年連続で年収が切り下げられている国公労働者の生活に深刻な影響が及ぶ受け入れ難い勧告内容です。

国公労連として、「2.03%の官民逆較差」の数字にも、不信を持っています。

厚生労働省が明らかにしている「毎月勤労統計調査・4月分」は、事業所規模5人以上の

所定内給与が、前年比 1.3%の減少となっていることを明らかにしています。勧告は、その調査結果よりもさらに大きな 2.03%の賃下げが民間企業でおこなわれたとする「調査結果」と同じです。調査方法の違いなどもありますが、0.7%(約 2700 円)も違いがでていることへの不信は拭えません。

年間給与で「(官民賃金の)実質的な均衡」をはかるための「調整措置」は「不利益の遡及」であり、きわめて不当です。国公労連は断固反対します。

勧告の実施時期について、「勧告では給与引き下げの改定」という労働者にとっての不利益変更であることから「遡及しない」と結論づけつつ、何らの説明もなく「4月からの年間給与について実質的な均衡が図られるよう、12月の期末手当の額についての所要の調整措置」をとるとしています。このような措置は、どのように言いつくろうとも「不利益の4月遡及」でしかありません。

「所要の調整措置」が必要としているように、現行の法制度では、給与引き下げの改定を年間で調整することはできません。「調整措置」は、あらたな労働条件のルールとして勧告されているものです。

「調整措置」について、国公労連は次のような点が不当だと考えます。

1) 労働基本権が制約されている国公労働者の利益を損なう勧告を「代償機関」である人事院がおこなったこと。

2) 一度支払われた賃金を「調整」の口実で、事後に取り戻すことにほかならないこと。そのことは、給与引き下げの場合には、給与法が確定するまでの間の国家公務員の賃金は「仮払い」の状態であるという理不尽な結論になりかねないこと。

3) 労働債権について、事後に決定された「契約」が不利益であっても遡及できるという労働法上の先例になりかねず、民間の労使関係にも影響しかねないこと。

4) 民間では、仮に労働協約で「不利益遡及」の合意が行われることがあるとしても、協約締結権が否定されている国公労働者では、そのような合意の余地がないにもかかわらず、根本的な労働条件のルールについてまで、人事院が労使合意を「代行」する勧告は、労働基本権の侵害となる恐れがあること。

また、民間企業でも、「国が不利益を遡及させているから」として、同様の調整が行われる可能性があり、労働者の権利を損ないかねないこと。

【国公労連は、勧告をふまえ、政府に対して次のことを要求しています】

勧告の完全実施には反対

1) マイナス勧告が、国家公務員や地方公務員のみならず、多くの労働者の賃下げにつながること、 2) 国家公務員だけをみても4年連続の賃金引き下げとなることから、勧告完全実施の結論ありきの検討ではなく、国公労連との十分な交渉と使用者としての慎重な検討を求めています。

また、勧告の実施時期問題については、不利益不遑及の原則にたった検討を求めています。

仮に、政府が、賃下げ勧告完全実施を選択するのであれば、「浮いた人件費」は政府としての雇用対策に活用するよう求めています。

勧告を完全実施すれば、一般会計ベースで、約2300億円の人件費予算が不要になります。これを、2002年度予算ベースでの非常勤職員の日額単価「5520円」をもとに試算すれば、10月からの半年間、約33万人の雇用対策に活用することが可能です。

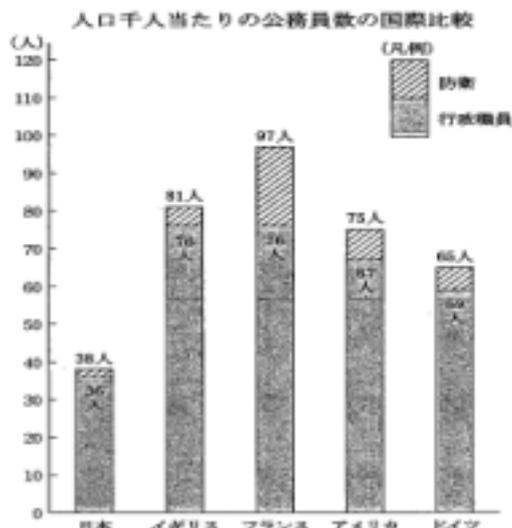
国立学校での「30人学級」の実現、失業者が押し寄せる職業安定所での相談員等、国立病院での医療スタッフの充実などなど、要員を必要とする国の機関は少なくありません。

切り下げばかりの「改革」ではなく、雇用を創造する改革につながる人件費カットとしていく検討がおこなわれなければ、「痛み」を我慢する国家公務員は報われない思いです。

【私たちの主張にご理解とご協力をお願いします】

私たち国公労連も、国民のみなさんが公務員に対して厳しい意見をお持ちであることを十分承知をしています。しかし、先進国で最も公務員の割合が少ないこの国で、行政サービス向上のため必至で働いている国家公務員が、賃下げ勧告にどのような意見を持っているのかは是否ご理解いただきたいと思ひます。

国家公務員の労働条件を最終的に決定いただくのは国会です。労働基本権が不当二位剥奪されていることにも留意いただき、勧告の悪影響などもふまえた慎重なご審議をいただきますよう要請します。



〔注〕 1. 行政職員には、国家公務員、地方公務員及び政府企業職員を含む。
2. 公務員数等は、原則として1998年のものである。

〔資料〕 総務庁資料による。

以 上